

令和6年度(令和5年分)市民税・県民税の申告について

市民税・県民税の申告につきましては、毎年皆様のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
今年も申告時期になりましたので、期限までに必ず申告書を提出していただきますようお願いいたします。
申告書記入の前に、裏面の【あなたは、市民税・県民税の申告をする必要がありますか?】をお読みいただき、【申告書の書きかた】を参照してください。

※なお、越谷市ホームページで申告書を作成することができます。

【越谷市ホームページ】から【くらし・手続き】→【税】→【市税について】→【個人市・県民税】→【市民税・県民税】→【市民税・県民税・森林環境税の試算と申告書の作成】でアクセスできます。(令和6年2月から)

1. 申告が必要な方

令和6年1月1日現在、越谷市に住所を有する方。

2. 今年度の申告期限は 3月15日(金) です。

令和6年3月15日(金)までに必要な書類等を同封し、返信用封筒で郵送してください。

詳細は2ページ、申告書の書きかた(記載例)の赤枠内「○郵送による申告」をご覧ください。

期限内に申告されない場合、市民税・県民税・森林環境税に関する各種証明書の発行ができない場合があります。

※住宅ローン・年金手続き・保育所入所・公営住宅入居・児童手当等の申請に必要な証明が受けられませんのでご注意ください。

3. 申告に必要なもの

(1) 令和6年度(令和5年分)市民税・県民税申告書

(2) 「マイナンバー(個人番号)カード」または「マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し等のマイナンバー(個人番号)確認書類と本人確認書類」

※本人確認書類の例：運転免許証、健康保険証、パスポート、障害者手帳、年金手帳等

【マイナンバー(個人番号)は市民税・県民税の賦課または徴収に関する事務等に使用します。】

(3) 令和5年中の収入がわかるもの

・源泉徴収票、給与明細、雇用主の支払証明書等

・事業所得(営業等・農業)・不動産所得等のある方は、収入・経費・減価償却費のわかる帳簿や領収書等

(4) 令和5年中の所得から差し引かれる金額がわかるもの(原本)

・社会保険料(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・国民年金等)の領収書等

・生命保険・個人年金・介護医療保険の支払証明書、地震保険・旧長期損害保険の支払証明書

・医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書

・「寄附金受領証明書」または特定事業者が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」

(5) 本人や扶養親族が障がい者の場合は、障害者手帳または戦傷病者手帳

(6) 勤労学生控除を申告される方は、学生証または在学証明書

(7) 扶養している配偶者に収入がある場合は、収入金額がわかるもの(コピー可)

4. 申告受付会場

【出張申告受付時間：午前9時～午後3時】

受付会場	受付日
川柳地区センター	1月30日(火)
出羽地区センター	
南越谷地区センター	1月31日(水)
大相模地区センター	
蒲生地区センター	2月1日(木)
大沢地区センター	2月2日(金)
桜井地区センター	2月5日(月)
新方地区センター	2月6日(火)
増林地区センター	
荻島地区センター	2月7日(水)
北部市民会館	2月8日(木)
	2月9日(金)

【受付時間：午前9時～午後4時】

受付会場	受付日
市役所 第二庁舎 5階会議室B	2月16日(金)
	3月15日(金)

会場の混雑状況をご確認いただけます

混雑状況をインターネットでご確認いただけます。

ご来場前に混雑状況をご覧ください、空いている時間帯のご来場にご協力お願いします。



※車でのご来場はなるべくご遠慮ください。また、施設の安全管理上、午前8時30分以前のご来場はお控えください。

申告書の書きかた(記載例)

市民税・県民税の申告につきましては、以下をご参照いただき、ご提出またはご郵送いただきますようお願いいたします。

申告する方の欄

令和6年1月1日の住所を確認し、現在の住所・氏名・個人番号・生年月日・電話番号・令和5年中の職業等を記入してください。

令和5年中課税所得があった方

(令和5年1月1日から令和5年12月31日までの所得)
※裏面の「所得の区分」をご参照の上記入してください。

令和5年中課税所得がなかった方

裏面14の前年課税所得がなかった方の該当項目を○で囲み必要事項を記入してください。

所得控除について

※裏面の「所得控除の種類」をご参照の上記入してください。

⑬は災害等に関連したやむを得ない支出の金額の領収を証する書類を提示(郵送の場合は添付)してください。

⑭は領収書や医療費通知を確認の上記入し、医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書を持参(郵送の場合は添付)してください。

⑮～⑯は各種控除の領収書や控除証明書を確認の上記入してください。

※領収書等や控除証明書は必ず原本を持参してください。郵送の場合は申告書に添付して申告してください。

⑲⑳は該当する場合に記入してください。

㉑に該当する場合は学生証または在学証明書を提示(郵送の場合はコピーを添付)してください。

㉒本人や扶養親族が障がい者の場合は障害者手帳を提示(郵送の場合はコピーを添付)してください。

㉓㉔令和5年12月31日現在、配偶者を扶養している場合は㉓、その他扶養親族は㉔に氏名・生年月日・続柄・個人番号等を記入してください。別居の場合は下段にある記載欄に氏名、住所等を記入してください。

配偶者に所得がある場合は合計収入金額及び合計所得金額を記入してください。

本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)欄にチェックをしてください。

扶養親族が国外居住である場合は、該当する欄にチェックをし、その親族に係る「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」または「38万円送金書類」を提示(郵送の場合は添付)してください。

所得金額調整控除について

裏面の「その他の控除」をご参照の上記入してください。

市民税・県民税の納税方法について

給与・公的年金等に係る所得以外(65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法をチェックしてください。

令和6年度(令和5年分)市民税・県民税申告受付書

越谷市

令和6年度の提出期限は
3月15日です。

越谷市役所市民税課
越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
電話 048-963-9144(直通)
048-964-2111(代表)

郵送申告で受付書の返戻を希望される方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※ホームページで、個人市民税・県民税の税額を試算し、申告書を作成することができます。作成した申告書は、印刷して提出することができます。
[越谷市ホームページ]から[暮らし・手続き]→[税]→[市民税について]→[個人・県民税]→[市民税・県民税]→[市民税・県民税-森林環境税の試算と申告書の作成]でアクセスできます。(令和6年2月から)

令和6年度(令和5年分)市民税・県民税申告書

受付印	越谷市	コード	
令和6年1月1日の住所	越ヶ谷4丁目2-1	生年月日	昭和32年1月1日
現在の住所	同上	電話番号	964-2111
氏名	市民税 ○郎	世帯主との続柄	本人 令和5年中の職業 会社員
個人番号	個人番号を記入してください	申告者との続柄	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
14 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	差し引かれる金額
15 社会保険料控除	源泉徴収票に記載された保険料の合計額	支払った保険料	
16 小規模企業共済等掛金控除	新生命保険料支払合計額	旧生命保険料支払合計額	
17 生命保険料控除	新個人年金保険料支払合計額	旧個人年金保険料支払合計額	
18 地震保険料控除	地震保険料支払合計額	旧長期損害保険料支払合計額	
19 寡婦、ひとり親、勤労学生控除	寡婦控除	ひとり親控除	勤労学生控除
20 障害者控除(本人)	障害の程度		
21 配偶者控除	配偶者の氏名	配偶者の生年月日	配偶者の個人番号
22 扶養親族(16歳未満)	氏名	生年月日	個人番号
23 扶養親族(17歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
24 扶養親族(18歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
25 扶養親族(19歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
26 扶養親族(20歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
27 扶養親族(21歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
28 扶養親族(22歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
29 扶養親族(23歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
30 扶養親族(24歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
31 扶養親族(25歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
32 扶養親族(26歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
33 扶養親族(27歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
34 扶養親族(28歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
35 扶養親族(29歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
36 扶養親族(30歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
37 扶養親族(31歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
38 扶養親族(32歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
39 扶養親族(33歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
40 扶養親族(34歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
41 扶養親族(35歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
42 扶養親族(36歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
43 扶養親族(37歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
44 扶養親族(38歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
45 扶養親族(39歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
46 扶養親族(40歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
47 扶養親族(41歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
48 扶養親族(42歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
49 扶養親族(43歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
50 扶養親族(44歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
51 扶養親族(45歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
52 扶養親族(46歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
53 扶養親族(47歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
54 扶養親族(48歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
55 扶養親族(49歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
56 扶養親族(50歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
57 扶養親族(51歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
58 扶養親族(52歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
59 扶養親族(53歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
60 扶養親族(54歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
61 扶養親族(55歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
62 扶養親族(56歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
63 扶養親族(57歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
64 扶養親族(58歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
65 扶養親族(59歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
66 扶養親族(60歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
67 扶養親族(61歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
68 扶養親族(62歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
69 扶養親族(63歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
70 扶養親族(64歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
71 扶養親族(65歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
72 扶養親族(66歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
73 扶養親族(67歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
74 扶養親族(68歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
75 扶養親族(69歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
76 扶養親族(70歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
77 扶養親族(71歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
78 扶養親族(72歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
79 扶養親族(73歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
80 扶養親族(74歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
81 扶養親族(75歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
82 扶養親族(76歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
83 扶養親族(77歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
84 扶養親族(78歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
85 扶養親族(79歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
86 扶養親族(80歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
87 扶養親族(81歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
88 扶養親族(82歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
89 扶養親族(83歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
90 扶養親族(84歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
91 扶養親族(85歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
92 扶養親族(86歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
93 扶養親族(87歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
94 扶養親族(88歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
95 扶養親族(89歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
96 扶養親族(90歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
97 扶養親族(91歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
98 扶養親族(92歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
99 扶養親族(93歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
100 扶養親族(94歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
101 扶養親族(95歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
102 扶養親族(96歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
103 扶養親族(97歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
104 扶養親族(98歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
105 扶養親族(99歳以上)	氏名	生年月日	個人番号
106 扶養親族(100歳以上)	氏名	生年月日	個人番号

6 所得金額調整控除に関する事項

氏名	生年月日	続柄	特別障害者に該当する場合	身・精・療・他	級
個人番号					

申告書(表)

所得の区分

事業等	販売・飲食・印刷・保険外交員等（農業以外の事業）により生ずる所得 ※表面アと①、裏面8に記入してください。																										
業 農業	米・野菜等の農産物生産、家畜の飼育等により生ずる所得 ※表面イと②、裏面8に記入してください。																										
不動産	貸家・貸しアパート、駐車場、貸地等により生ずる所得 ※表面ウと③、裏面9に記入してください。																										
利 子	公債・社債の利子 ※表面エと④に記入してください。																										
配 当	株式や出資金等の配当 ※表面オと⑤、裏面11に記入してください。																										
給 与	俸給・給料・賃金・賞与等による所得 ※源泉徴収票のある方は表面カと⑥に記入の上同封してください。 源泉徴収票のない方は表面カと⑥、裏面7に記入してください。 [速算表A]																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給 与 収 入</th> <th>給 与 所 得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～550,999円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>551,000～1,618,999円</td> <td>収入-550,000円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000～1,619,999円</td> <td>1,069,000円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000～1,621,999円</td> <td>1,070,000円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000～1,623,999円</td> <td>1,072,000円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000～1,627,999円</td> <td>1,074,000円</td> </tr> <tr> <td>1,628,000～1,799,999円</td> <td>(収入÷4,000)×4,000×60%+100,000円</td> </tr> <tr> <td>1,800,000～3,599,999円</td> <td>(収入÷4,000)×4,000×70%-80,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000～6,599,999円</td> <td>(収入÷4,000)×4,000×80%-440,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000～8,499,999円</td> <td>収入×90%-1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000～</td> <td>収入-1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table>	給 与 収 入	給 与 所 得	1～550,999円	0円	551,000～1,618,999円	収入-550,000円	1,619,000～1,619,999円	1,069,000円	1,620,000～1,621,999円	1,070,000円	1,622,000～1,623,999円	1,072,000円	1,624,000～1,627,999円	1,074,000円	1,628,000～1,799,999円	(収入÷4,000)×4,000×60%+100,000円	1,800,000～3,599,999円	(収入÷4,000)×4,000×70%-80,000円	3,600,000～6,599,999円	(収入÷4,000)×4,000×80%-440,000円	6,600,000～8,499,999円	収入×90%-1,100,000円	8,500,000～	収入-1,950,000円		
	給 与 収 入	給 与 所 得																									
	1～550,999円	0円																									
	551,000～1,618,999円	収入-550,000円																									
	1,619,000～1,619,999円	1,069,000円																									
	1,620,000～1,621,999円	1,070,000円																									
	1,622,000～1,623,999円	1,072,000円																									
	1,624,000～1,627,999円	1,074,000円																									
	1,628,000～1,799,999円	(収入÷4,000)×4,000×60%+100,000円																									
1,800,000～3,599,999円	(収入÷4,000)×4,000×70%-80,000円																										
3,600,000～6,599,999円	(収入÷4,000)×4,000×80%-440,000円																										
6,600,000～8,499,999円	収入×90%-1,100,000円																										
8,500,000～	収入-1,950,000円																										
[— は小数点以下切り捨て]																											
所得金額調整控除に該当される方は、「その他の控除」をご参照の上、給与所得の金額を記入してください。																											
1. 年金・恩給等の公的年金等による所得 ※源泉徴収票のある方は表面キと⑦に記入の上、同封してください。 [速算表B] 公的年金等による所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>受給者の年齢</th> <th>前年中の公的年金等の収入金額の合計額①</th> <th>所得金額の計算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">65歳以上の人 (昭和34年1月1日以前生まれの人)</td> <td>330万円未満</td> <td>①-110万円</td> </tr> <tr> <td>330万円～410万円未満</td> <td>①×75%-275,000円</td> </tr> <tr> <td>410万円～770万円未満</td> <td>①×85%-685,000円</td> </tr> <tr> <td>770万円～1,000万円未満</td> <td>①×95%-1,455,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">65歳未満の人 (昭和34年1月2日以降生まれの人)</td> <td>1,000万円～</td> <td>①-1,955,000円</td> </tr> <tr> <td>130万円未満</td> <td>①-60万円</td> </tr> <tr> <td>130万円～410万円未満</td> <td>①×75%-275,000円</td> </tr> <tr> <td>410万円～770万円未満</td> <td>①×85%-685,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>770万円～1,000万円未満</td> <td>①×95%-1,455,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000万円～</td> <td>①-1,955,000円</td> </tr> </tbody> </table>	受給者の年齢	前年中の公的年金等の収入金額の合計額①	所得金額の計算式	65歳以上の人 (昭和34年1月1日以前生まれの人)	330万円未満	①-110万円	330万円～410万円未満	①×75%-275,000円	410万円～770万円未満	①×85%-685,000円	770万円～1,000万円未満	①×95%-1,455,000円	65歳未満の人 (昭和34年1月2日以降生まれの人)	1,000万円～	①-1,955,000円	130万円未満	①-60万円	130万円～410万円未満	①×75%-275,000円	410万円～770万円未満	①×85%-685,000円		770万円～1,000万円未満	①×95%-1,455,000円		1,000万円～	①-1,955,000円
受給者の年齢	前年中の公的年金等の収入金額の合計額①	所得金額の計算式																									
65歳以上の人 (昭和34年1月1日以前生まれの人)	330万円未満	①-110万円																									
	330万円～410万円未満	①×75%-275,000円																									
	410万円～770万円未満	①×85%-685,000円																									
	770万円～1,000万円未満	①×95%-1,455,000円																									
65歳未満の人 (昭和34年1月2日以降生まれの人)	1,000万円～	①-1,955,000円																									
	130万円未満	①-60万円																									
	130万円～410万円未満	①×75%-275,000円																									
	410万円～770万円未満	①×85%-685,000円																									
	770万円～1,000万円未満	①×95%-1,455,000円																									
	1,000万円～	①-1,955,000円																									
※公的年金等による所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合には所得金額に10万円加算、2,000万円超の場合は20万円加算して計算してください。 (注) 遺族・障害年金等については課税所得ではないので、表面には記入せず、申告書裏面14の枠内『3』に記入してください。																											
2. 業務に係る雑所得 ※表面クと⑧、裏面12に記入してください。																											
3. 生命保険契約等に基づく年金等による所得 ※表面ケと⑨、裏面12に記入してください。																											
総合譲渡	車両・機械等の譲渡による所得 ※表面コ・サと⑩、裏面13に記入してください。																										
一 時	賞金・当選金や生命保険の満期一時金等の一時的収入による所得 ※表面シと⑪、裏面13に記入してください。																										
分 離	土地・建物・株式等の譲渡所得等 ※申告する場合は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」の提出が必要です。																										

所得控除の種類

左枠の()は申告書に記入する場所を示しています

雑 損 (表面⑬)	「損害金額-保険金等で補填される金額」の金額⑫を基とした下記の①、②のいずれか多い方の金額 ① ⑫の金額-(総所得金額等の合計額×10%) ② ⑫の金額のうち災害関連支出の金額-5万円																							
医 療 費 (表面⑭)	1. 通常の医療費控除 [前年中に支払った医療費の額 - 保険金などで補填される金額] - [「10万円」と「総所得金額等の合計額」×5%]のいずれか少ない金額 (最高限度額200万円) 2. セルフメディケーション税制による医療費控除の特例 [前年中に支払った金額 - 保険金などで補填される金額] - [1.2万円] (最高限度額8.8万円) 1・2の重複適用は不可。																							
社会保険料 (表面⑮)	前年中に支払った社会保険料(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金、雇用保険、厚生年金、農業者年金等)の全額																							
小規模企業 共済等掛金 (表面⑯)	前年中に支払った小規模企業共済掛金及び心身障害者扶養共済掛金の全額																							
生命保険料 (表面⑰)	前年中にあなたやあなたの親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った保険料(一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料) ①旧契約(生命保険、個人年金) ○15,000円以下 …… 支払保険料の金額 ○15,000円超40,000円以下 …… 支払保険料×1/2+7,500円 ○40,000円超70,000円以下 …… 支払保険料×1/4+17,500円 ○70,000円超 …… 35,000円 ②新契約(生命保険、個人年金、介護医療保険) ○12,000円以下 …… 支払保険料の金額 ○12,000円超32,000円以下 …… 支払保険料×1/2+6,000円 ○32,000円超56,000円以下 …… 支払保険料×1/4+14,000円 ○56,000円超 …… 28,000円 生命保険料の上限額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象保険料の分類</th> <th>新・旧の区分</th> <th>適用限度額</th> <th>最高限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般生命保険料</td> <td>旧契約のみ</td> <td>35,000円</td> <td rowspan="6">70,000円</td> </tr> <tr> <td>新契約のみ</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>新・旧両契約</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人年金保険料</td> <td>旧契約のみ</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>新契約のみ</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>新・旧契約両方</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td>新契約のみ</td> <td>28,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象保険料の分類	新・旧の区分	適用限度額	最高限度額	一般生命保険料	旧契約のみ	35,000円	70,000円	新契約のみ	28,000円	新・旧両契約	28,000円	個人年金保険料	旧契約のみ	35,000円	新契約のみ	28,000円	新・旧契約両方	28,000円	介護保険料	新契約のみ	28,000円	
対象保険料の分類	新・旧の区分	適用限度額	最高限度額																					
一般生命保険料	旧契約のみ	35,000円	70,000円																					
	新契約のみ	28,000円																						
	新・旧両契約	28,000円																						
個人年金保険料	旧契約のみ	35,000円																						
	新契約のみ	28,000円																						
新・旧契約両方	28,000円																							
介護保険料	新契約のみ	28,000円																						
	※旧契約：平成23年12月31日以前の契約 ※新契約：平成24年1月1日以降の契約																							
地震保険料 (表面⑱)	①前年中に支払った地震保険料 ○50,000円以下 …… 支払保険料の1/2 ○50,000円超 …… 25,000円(最高限度額) ②前年中に支払った旧長期損害保険料 ※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等 ○5,000円以下 …… 支払保険料の金額 ○5,000円超15,000円以下 …… 支払保険料×1/2+2,500円 ○15,000円超 …… 10,000円(最高限度額) ③前年中に地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払った場合 ①と②それぞれについて計算した金額の合計額(最高限度額25,000円) ※保険契約の区分は、損害保険会社が発行する証明書に表示されています。																							
寡 婦 (表面⑲)	①令和5年12月31日現在、夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、次の要件をすべて満たすもの (1) 子以外の扶養親族(前年中の合計所得金額が48万円以下)がいる (2) 前年中の合計所得金額が500万円以下である (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものがない ②令和5年12月31日現在、夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死の明らかでない方のうち、上記(2)及び(3)の要件を満たすもの ※ひとり親に該当する方を除きます 26万円																							
ひとり親 (表面⑳)	令和5年12月31日現在、婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方のうち、次の要件をすべて満たすもの (1) 生計を一にする子(前年中の総所得金額等の合計額が48万円以下)がいる ※他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除きます (2) 前年中の合計所得金額が500万円以下である (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものがない 30万円																							
勤労学生 (表面㉑)	大学や高校等の学生や生徒で前年中の合計所得金額が75万円以下で、かつ給与所得等以外の所得が10万円以下の方 26万円																							

その他の控除

障害者 (表 面②)	本人、同一生計配偶者、扶養親族が障がい者である場合 ①普通障害者 …………… 26万円 ②特別障害者 …………… 30万円 ③同居特別障害者 …………… 53万円 ※扶養親族が同居の特別障害者である場合は控除金額(30万円)に同居特別障害者加算額(23万円)を加算																																				
配偶者 (表 面③)	同一生計配偶者 令和5年12月31日現在(令和5年中に死亡した方は、その死亡の日現在)申告者と生計を一にする配偶者(内縁を含まず)のうち前年合計所得金額が48万円以下の方(ただし、事業専従者は除く) 控除対象配偶者 同一生計配偶者のうち、前年合計所得金額が1,000万円以下である申告者の配偶者 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の年齢</th> <th colspan="4">申告者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70歳未満(昭和29年1月2日以降生まれ)</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td rowspan="2">適用除外</td> </tr> <tr> <td>70歳以上(昭和29年1月1日以前生まれ)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の年齢	申告者の合計所得金額				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	70歳未満(昭和29年1月2日以降生まれ)	33万円	22万円	11万円	適用除外	70歳以上(昭和29年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円																		
配偶者の年齢	申告者の合計所得金額																																				
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超																																	
70歳未満(昭和29年1月2日以降生まれ)	33万円	22万円	11万円	適用除外																																	
70歳以上(昭和29年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円																																		
配偶者特別 (表 面④)	申告者の前年合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年合計所得金額が48万円を超え133万円以下の方(ただし、事業専従者は除く) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">申告者の合計所得金額 配偶者の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table> 給与収入の方は、給与の[速算表A]、公的年金等収入の方は、雑の[速算表B]それぞれの速算表にて所得を計算してください。	申告者の合計所得金額 配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
申告者の合計所得金額 配偶者の合計所得金額	900万円以下		900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																	
	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																	
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																		
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																		
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																		
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																		
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																		
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																		
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																		
扶養 (表 面⑤)	令和5年12月31日現在(令和5年中に死亡した方は、その死亡の日現在)で生計を一にする親族及び都道府県知事に養育を委託された児童並びに養護を委託された老人で、前年合計所得金額が48万円以下の方(ただし、事業専従者は除く) ①一般(昭和29年1月2日～平成13年1月1日生まれ) …… 1人につき 33万円 (平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれ) ②特定扶養親族(平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ) …… 1人につき 45万円 ③老人扶養親族(昭和29年1月1日以前生まれ) …………… 1人につき 38万円 ④同居老親等(昭和29年1月1日以前生まれ) …………… 1人につき 45万円 (注)年少扶養親族(平成20年1月2日以降生まれ)は控除対象外となりますが必ず記入してください。																																				
基礎 (表 面⑥)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申告者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用除外</td> </tr> </tbody> </table>	申告者の合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用除外																										
申告者の合計所得金額	控除額																																				
2,400万円以下	43万円																																				
2,400万円超 2,450万円以下	29万円																																				
2,450万円超 2,500万円以下	15万円																																				
2,500万円超	適用除外																																				

事業専従者控除 (裏面 10)	事業主と生計を一にする15歳以上の親族で、1年のうち6ヶ月を超えて事業に従事した者の給与が必要経費として控除できます。 青色申告の事業専従者の控除 ……支払った給与の全額 白色申告の事業専従者の控除 ……事業に従事している親族一人につき次の①②のいずれか少ない方の金額 ①配偶者86万円・その他の専従者50万円 ②事業所得÷(事業専従者の数+1)
所得金額調整控除 Iに該当する場合のみ 表面6	下記のI、IIに該当する方は、所得金額調整控除額を給与所得の金額から控除します。 I. 前年中の給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)(2)のいずれかに該当する方 (1)本人、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である (2)23歳未満の扶養親族がいる ※所得金額調整控除額⑥ = {給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円} × 10% II. 前年中に給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の合計額が10万円を超える方 ※所得金額調整控除額⑥ = {給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)} - 10万円 ※I、II共に給与所得の金額 - ⑥の金額を表面⑥に記入してください。

【おことわり】

手びきは現行の法令にしたがって説明していますが、法令の改正があった場合は改正後の法令により税額を計算します。また紙面の都合で一部簡略化しています。詳細については下記よりお問い合わせください。

お問い合わせ

越谷市役所 市民税課

048-963-9144 (直通)

048-964-2111 (代表)

申告の手びき Q&A

Q 収入が無くても申告は必要ですか？

A 申告義務のない方であっても、申告書を提出していただかないと、申告義務のある方なのか、ない方なのかの区別ができませんので申告にご協力ください。申告により市民税・県民税・森林環境税、国民健康保険税等が計算され、証明書等の発行も可能となります。

Q 私は会社に勤め給料をもらっていますが、その場合は申告の必要はないと聞いたのですが？

A ほとんどの給与所得者は申告の必要はありませんが、次に該当する方は市民税・県民税の申告の必要があります。
(ア) 勤務先から越谷市役所あてに給与支払報告書の提出がない方(提出の有無は勤務先にご確認ください)
(イ) 給与以外に他の所得がわずかでもある方(他の所得が20万円以下でも申告が必要です)

Q 配偶者・扶養親族にアルバイト・パート・内職の収入があるのですが、注意する点は？

A アルバイトやパートで給与として得た所得は給与所得、生命保険外交員・内職で得た所得は事業(営業等)所得または雑所得となります。

・ **給与所得の場合は**、年間収入(令和5年1月1日～令和5年12月31日)が103万円までは扶養控除が受けられます。

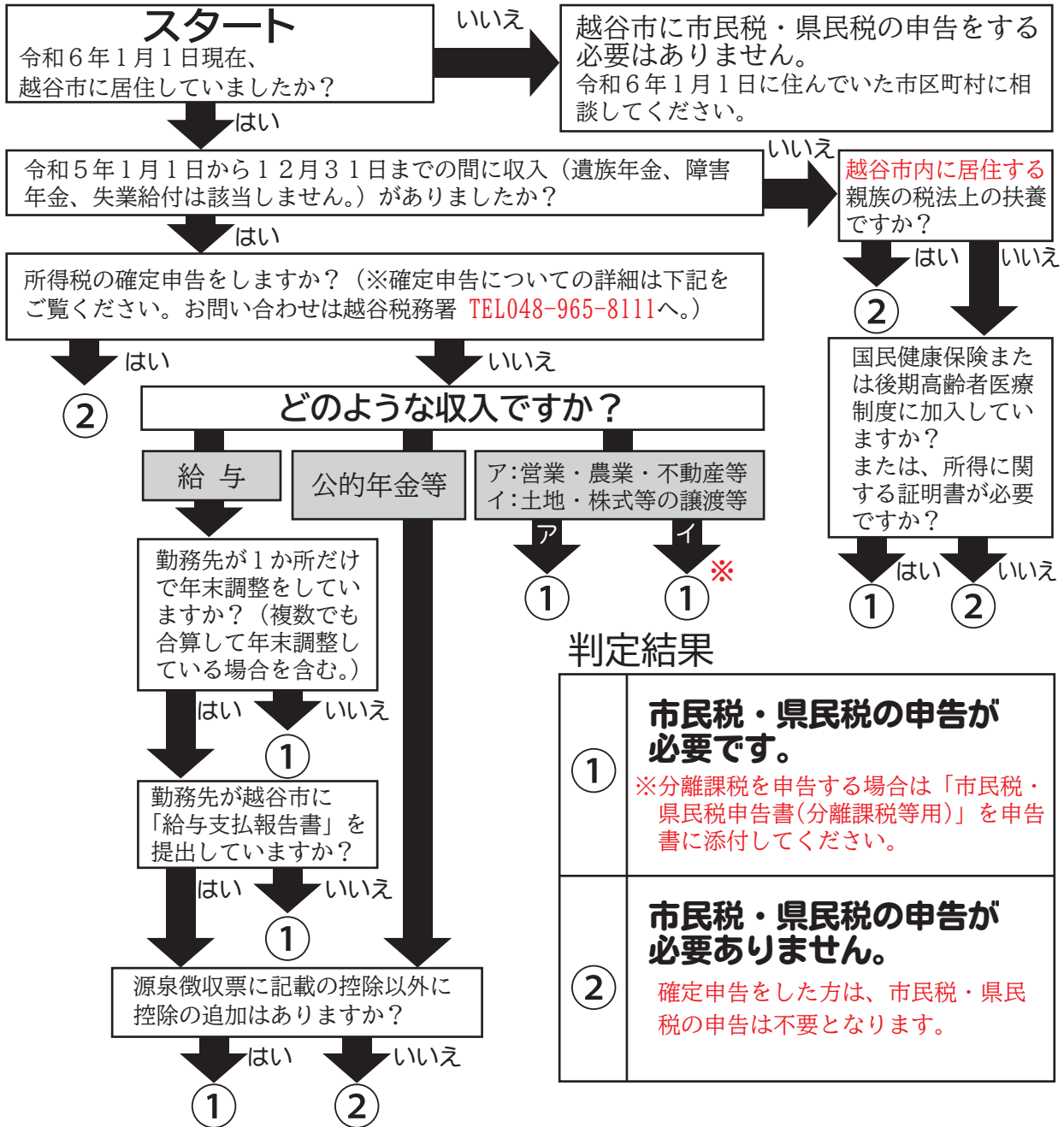
扶養控除の所得限度額 | 収入で 103万円以下

・ **事業(営業等)所得または雑所得の場合は**、年間収入から経費(収入を得るためにかかった費用)を差し引いた額(所得)が48万円までは扶養控除が受けられます。

扶養控除の所得限度額 | 所得で 48万円以下

・ 複数の所得がある場合は合計所得金額で判断します。

あなたは、市民税・県民税の申告をする必要がありますか？



申告期限は3月15日（金）

確定申告が必要な方

- 給与所得者
 - 給与収入が2,000万円を超える方
 - 給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
 - 2ヶ所以上から給与の支払いを受けている方
 - 勤務先で年末調整をしていない方
 - 令和5年中に勤務先を変更した方で前職分を会社に報告していない方
- 公的年金等の収入がある方で納税額のある方（但し、公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合を除く）
- 事業所得や不動産所得など上記以外の各種所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方

確定申告をすれば所得税が還付される主な場合

- 給与所得者の方で、雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除（年末調整で控除を受けている場合を除く）、政党等寄附金特別控除などを受ける場合
- 所得が公的年金等の雑所得のみの方で、生命保険料控除や地震保険料控除、雑損控除、医療費控除、寄附金控除などを受ける場合
- 年の途中で退職した後就職しなかった方で、給与所得について年末調整を受けていない場合

※確定申告につきましては、越谷税務署（TEL048-965-8111）へお問い合わせください。